

国と地方の協議の場についての地方六団体会長共同記者会見概要

日 時 平成21年11月16日（月） 19：00～19：26
場 所 都道府県会館6階 知事室
出席者 麻生全国知事会会長
金子全国都道府県議会議長会会長
森全国市長会会長
五本全国市議会議長会会長
中川全国知事会事務総長

（事務局）

ただいまから、国と地方の協議の場についての地方六団体代表による共同記者会見を始めさせていただきます。

本日は、麻生知事会長、金子全国都道府県議会議長会会長、森全国市長会会長及び五本全国市議会議長会会長です。

配付資料は、特にありません。

それでは、まず、麻生知事会長からお願いいたします。

（麻生全国知事会会長）

冒頭、国と地方の協議の場が、今日初めて設けられました。法制化前に協議をしていきたいということ、かねて我々は政府に求めていましたが、今日実現しました。

まず、冒頭総理ですが、総理は大体15分から20分近く出席されましたが、総理の方から、新政権が地域主権を掲げている。国のあり方を思いきって変えると。そしてそれを通じて、国民一人一人がそれぞれの地域で思いきって活躍が出来ると。それを通じて、国全体のいろんな活動力を高めていく。あるいは、向上していく。

そのような、新しい国を目指しての思いきった政策を展開するということであり、地域主権はこの政権の1丁目、1番地の政策だということであり、ついでには、ぜひ地方と協力して実現を図ってもらいたいという話がありました。

それから、それに対して、地方側を代表して私の方から、民主党の新政権の地域主権という方針を、我々は大いに歓迎をする。そして、これまで、分権運動をいろいろやってきたが、実際にはなかなか進まなかった。今度こそは、本当に分権が実現するというふうに考えている。ついでには、地方側としても、当然、地方側の努力を行いますし、政策能力を高めるということもやってまいる。そして、単に要望するのではなくて、積極的に地方の実態から見て必要な政策提言を行っていく。

それを通じて、共に地域主権、つまり地方の力がそれぞれ思う存分発揮出来るような、創意工夫が活かされるような我々の社会を作っていくという話しをしました。

そのような意味では、非常に重要な点は、総理あるいは新政権と我々の間で、この地域主権を共通の目標とし、地域のいろんな創意工夫が思う存分発揮出来るような社会を作っていくという目標について明確な意思の一致が行われました。

そして、またこの協議を通じて、そのような地域主権を実現するための具体的な、協議・実施を行っていくという方向についても一致をしたということです。

その後、我々の各代表の方から、相当具体的な話を致しました。その後、私がそれに引き続いて申し上げたのは、第1点は、「地域主権戦略会議」が設けられる。ここでは、今予定されているような、義務付け・枠付けの見直しを始め、補助金の一括交付金化、あるいは直轄事業負担金問題、国の出先機関の問題を含めて、双方に非常に関係している。

については、総合的にこれを進めていく必要があるということで、ぜひ、一貫した工程表を作って進めていく必要があるし、それを行う。そのために我々の意見を充分聞く。

第2番目に、国と地方の協議の場の法制化につきましては、この場でいろんな法律の議論をするのは適切ではないので、法制化するための国と地方の共同の作業チームを作ることをご提案致しました。答えを申し上げますと、総務大臣は、さっそく検討しますということでした。後、地方財政対策、特に交付税対策は非常に地方の財政状況が疲弊した現状となっているので、ぜひ予算編成作業が始まってでも、特段の実態を見た配慮をしてもらいたいということと、景気・雇用対策、雇用対策は非常に大臣がやっているけれども、景気をなんとかしなくては、雇用はよくならない。景気対策を積極的にやってもらいたい。そういう点をお話しました。

以後、市長会長始め、各皆さんからそれぞれについての話をしてもらいました。それは、紹介をしてもらいましょう。

(森全国市長会会長)

私からは、改革を進める上で、まず、国との信頼関係を作ってほしいということを強く申し上げました。鳩山総理大臣からも信頼関係を築くことが、極めて大事であるというお答えをいただきました。

先ほど麻生知事会長が申し上げましたように、並々ならぬ決意で地域主権というのをおっしゃってるなという感じを受けました。最後の方で藤井大臣が、日本の長い歴史の中で明治維新以来、僅か150年間だけが中央主権。これを抜本的に変える。150年続いたから、それはそれなりに時間がかかりますよというのはありましたけれども、そういう決意で地域主権の話がありました。

具体的なことと言えば、事業仕分けについて申し上げましたのは、地方交付税とか、あるいは下水道事業やまちづくり交付金事業のように、いわゆる法律に基づく補助事業については、法律で決めているわけですから、地方移管といっても財源とセットにしないといかないのではないかと申し上げました。すると、法律に基づく補助事業であるから、総合的な検討をするのは当然のことで、来年すぐどうこうということではないという明確な答え

がありました。

交付税については、総務大臣から、地方固有の財源であるので、交付税そのもののあり方を仕分けていくのではなくて、例えば、補助事業化しているような部分がおかしいのではないかという観点からやっていただいている認識だというお話がありました。

これは、地方交付税を仕分けにかける前の、枝野議員の発言と全く同じ内容だと思えますが、そういう答えがありました。それについて、藤井大臣からは、総務大臣の答弁は、政府の答弁であるから私も全く同感であるという発言がありましたので、藤井大臣のお墨付きをいただいた。そんな感じです。

(金子全国都道府県議会議長会会長)

私からは、地域主権国家を成功させるためには、地方議会の役割・責任というものが問われている。住民代表としての住民意思決定機関である地方議会の責任というのは、これは相当覚悟を持って我々も自己改革を進めながら。そういう、新しい地方政府議会としての役割をどう果たしていくかということに、今、積極的に取り組んでいるところです。

しかし、そのためには、やはり地方議会議員の責務を含めた明確な位置付け、あるいは議決権の拡大など、地方自治法の整備がまずは必要だということを申し上げさせていただきました。

原口大臣、仙谷大臣も言及していただきましたが、これは当然、もうセットのものだと。地方議会改革というのは。セットのものだというような認識を示されまして、私の方から、早い時期に具体的な提言をしたい、して参りたいという話をしましたら、「早くやっていただきたい。我々は、これをしっかり受け止めて、地方自治法改正には取り組んでいきたい」というような発言がありましたので、長年の議長会の課題・テーマでもありましたので、実現というか前進するような強い感触を受けました。

そういう発言を受けて、我々も具体的提案の作業を早めていきたいと、こういうように思っています。私からは、以上になります。

(五本全国市議会議長会会長)

市の数は全国で806市ありますが、367万人の横浜市から、4800人の市まで、いろいろ異なる状況にあります。

まず、地方交付税につきまして、地方にとって固有の財源であり、所要額を確保して下さいとお願いした。その中で地方交付税が事業仕分けで見直しの対象となりましたことについても発言いたしました。我々は、そのプロセスが分かりにくいということから、非常に心配を致しております。そのことにつきましては、総務大臣から、交付税は地方の固有財源であり、地方のものに手を入れて国にとろうとは、考えていない、あまり心配しなくていいと発言がありましたので、しっかりやっていただきたいなという思いです。

県議会の方からありましたが、地方議会の権能強化として、議長への議会招集権の付与、

閉会中の委員会活動の自由化をお願いしたいと考えております。

もう1つは地方議会の法的な位置付けですが、本会としても、国に対して要望を行っております。いずれにしても、私共、地方議会も自らのあり方についてしっかり考えていきたい。

あと、まだいくつかあるわけですが、子ども手当の問題とか暫定税率廃止の場合の的確な財源措置についてもお願いしたわけですが、暫定税率については、廃止するなら、それに見合う財源をお願いしたわけですが、藤井大臣もおられました、それに対しては明確な答えがありませんでした。

そのようなことをお願いしてまいりました。

<質疑応答>

(記者)

森会長から交付税に関する総務大臣、財務大臣の発言のご紹介がありましたが、来年度の交付税について、今日何かやりとりはありましたか。

(森全国市長会会長)

そういうことは、今日はありません。

来年度の交付税を増やすという話もありませんでしたし、削るという話もありませんでした。そうではなくて、仕分け作業の中で交付税を取り上げた意味合いは、地方固有の財源である交付税そのものをとにかく言うのではなく、交付税の中でいわゆる補助金的な運用になっているものをきちんと審査して問題にしていくという意図であるという発言があって、それを藤井さんが間接的にも認めたと形になったということです。

(麻生全国知事会会長)

要するに、交付税問題は、我々が、交付税が極めて大事だということをずっと一貫して主張してきたわけです。それに対する総務大臣の答えとしては、交付税というのは、地方固有の財源なんだと。地方がやっている色々な公共サービス、これはどうしても必要なものをやっているんだと。ついては、その財源をどうしても確保しなければ、地方の活性化とかいうようなことは達成できないんだと。だから、確保に全力をあげるんですということを言ったわけです。

それから、仕分けの問題は、仕分けの対象にするのは、そもそもおかしいんじゃないかということを言ったことに対して、総務大臣が、あの仕分けというのは、交付税全般のことではなくて、一部補助金化しているんじゃないかというようなことが問題になっているんだということなんです。

大事なことは、財務大臣は、総務大臣は、今言った交付税のことを言ったんですが、政

府を代表して今言ったんだと、ついでには総務大臣の発言を支持すると言った。

ということは、論理的に言うならば、総務大臣が言った、「交付税は固有の地方の財源である。不可欠な公共サービスを行っている。これに必要な財源はきちんと確保するんです。」ということをサポートしたんです。ちょっと抽象的だけど。しかし、考え方としては大事なことをサポートした。

しかし、一方でね、こういうことを言いながら、財務大臣はでっかいことを言いまして、さっき言ったように「150年の、中央集権を思い切って直すんだから、これをよく理解していただきたいと、これは並大抵のことじゃない」とも言われたんですけど。まあ、そういうことです。

(記者)

先程の件、大事な点なんで確認したいんですけど、藤井さんがおっしゃったのは、総務省の発言をサポートするとおっしゃったわけで、総額を1兆円増やすとかそこまでは、言っていないんですか。

(麻生全国知事会会長)

言っていません。ただ、総務大臣が言ったように、交付税というのは地方固有の財源であり、また地方が、不可欠な公共サービスを提供していると、このために必要なものを確保するんだから、これはきちんとサービスができるように確保しなければいかんという考えであるという、その点です。だから、具体的な数字が入った発言ではありません。

しかし、考え方としては、全面的に、我々の代表として言ったことで、サポートしますと言ってるのだから。

(記者)

もう一点。先程、森会長が下水道とまち交の話をした時に、地方移管と言っても財源とセットじゃないかと問題提起をして、総合的に財源とセットで総合的な検討するんだと、来年度どうこうするもんじゃないというふうに回答したとおっしゃいましたが、その回答した相手はどなたですか。

(森全国市長会会長)

仙石大臣です。

(麻生全国知事会会長)

要するに、森さんが言ったことはね、移管するというけれども、まちづくりにしても下水にしても・・・どっちだったかね。

(森全国市長会会長)

下水が事例ですね。法律で決まっているもの。

(麻生全国知事会会長)

下水については、法律で権限関係が決まっています。簡単に移すと言うけれども、今、法律によって決まっている権限関係をどういう風に直すのかと、そこがなければ簡単に地方に移すと言っても移せない問題じゃないんですか、ということを十分考えて議論をしなければいかなんかじゃないかという話について、仙石大臣は、「そのとおりなんだ。」と、「実際に移そうとすると、そういう法律をどうしていくのかということに遡って検討してやっていかなければいかんということは十分認識しています。」という話だった。

(森全国市長会会長)

つまり法律で決めているということは、そういう補助事業をもって、地方の事業を応援するというのは国の意思だったわけです。それを前提にして、国と地方の役割分担が決まっていたわけですから、それを抜本的に見直すということは、当然、国と地方の税財源配分比率にも影響するんじゃないかということが、私の言ったことです。それについて、「そのとおり。」だと言っていたということ。

(記者)

つまり、そういった点を見直さない限りは、下水道の地方移管というのは簡単にやるものじゃないということを述べたということですか。

(森全国市長会会長)

それは理屈としては当然のことなんで、別に当然のことを、当然の質問として聞いただけ。

(麻生全国知事会会長)

いや、簡単か、簡単じゃないかという言葉で言っているんじゃないよ。そういうね、法律をちゃんと改正しなければできない。

(森全国市長会会長)

法改正というものは、国の方針を抜本的に変えるわけですから、そういう全体的な検討が必要ですよということを、同意をしていただいたということです。

今、例えば新潟なんかを見ていると、そういう事業で来年困るんじゃないですかという、非常に短絡的な質問がメディアから来ているものですから、そういうことはないよということを、是非書いていただきたいと思います。

(記者)

先程、法制化に向けての共同作業チームを提案されたという風にありましたけど、今後の国・地方の協議というのをどういう風に進めていかれるか、今日話題になりましたか。

(麻生全国知事会会長)

今日、2つの点があるんです。

1つは、作業チームを作ろうではありませんかという提案。これについては、総務大臣は、どういう風にそれをやっていくかということについて、検討させていただきます。

2番目の点については、これは総理も言っておられたんですけども、今後頻繁にこのような協議をやっていかなければいけないということをおっしゃいました。それを受けて、私も最後のところですね、今回こういう形でやったけども、やはりもっと具体的なことについて、頻繁に協議していく必要があるという風に考えますので、協議を更に頻繁にという言葉は使いませんでしたけど、きちっと継続してやっていく必要があるということを申し上げました。

これについては、政府側が引き取っているという状態です。いつどこでやるという、具体的に求めておりませんから。しかし、総理は頻繁にやる必要があるということを明確に言っておられますから、その線で、今後やっていかなければいけないと思います。

(記者)

総理は頻繁に会議を開くと挨拶でおっしゃっていましたが、会長の方も協議を継続していこうと、そこは両者が一致しているということでしょうか。

(麻生全国知事会会長)

そう考えていただいていいです。

具体的にどんな風にやっていくかというところまでは、今日は及ばなかったということです。考え方は一致しているということです。

(記者)

先程、作業チームを作ろうという話がありましたが、先般、知事会が国と地方の協議の場のプロジェクトチームが、チーム長の試案ということで、山田知事の案を基に協議をされたんですが、その話が出たのかどうか。

また、共同作業チームにはそういった方々がメンバーに入るのかをお聞かせください。

あと、もう一点。民主党の方が陳情対策として、地方に対して党を通じて言う形をしている。その点について、何かあったのかのかどうかということをお聞かせください。

(麻生全国知事会会長)

第1の点については、我々知事会の中の山田知事を筆頭とするプロジェクトチームが、具体的に、国と地方の協議の場はどのような法制がいいのかという検討を始めています。始めていますけども、その点を今日の会議で紹介したり、また、中身に及ぶような議論はしておりません。

2番目の点について言うと、これは町村会長から、そういう新しい方式が出されたけれども、これはまた今までとだいぶ違う形なんで、地方としてどうしたらいいのかということについての混乱が起こりうるということもあるんで、新しい仕組みに移るとしても、時間をかけながらやっていく必要があるんじゃないかという話があった。

これについて、総務大臣が、地方自治体の皆さんがいろんなことを政府の方に意見を言ってくると、或いは意見交換するということは当然やらなければいかんことであるんで、それはきちっと今後ともやっていくんですと。

この意見交換ということに壁を設けるような形にしていこうというつもりじゃあ、決してありませんからというお話がございました。

—以上—